広報わくや広告掲載取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、涌谷町が発行する「広報わくや」及び「広報わくやお知らせ版」（以下「広報紙」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の目的）

第２条　住民サービスの向上と地域経済の活性化を図るとともに、町が保有する資産の有効活用と自主財源の確保を図るために広報紙に広告を掲載する。

（広告の掲載範囲）

第３条　広報紙に掲載する広告の基本原則は、消費者の保護、地域社会及び経済の健全な発展、住民生活の向上等を図るため、次のとおりとする。

（１）　公正で誠実なものであること。

（２）　広告の受け手に不利益を与えないものであること。

（３）　児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。

（４）　品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。

（５）　関係法規及び社会秩序を守るものであること。

２　次に掲げる広告は広報紙に掲載しないものとする。

（１）　公共性を損なうおそれのあるもの。

（２）　消費者に不利益を与えるおそれのあるもの。

（３）　社会問題についての主義主張。

（４）　政治性及び宗教性のあるもの。

（５）　選挙に関係するもの。

（６）　意見広告、名刺広告等個人、団体の宣伝に類するもの。

（７）　公序良俗に反するもの。

（８）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する風俗営業広告その他これに類するもの。

（９）　誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの。

（１０）　各種法令等に違反しているもの及び違反行為を助長するおそれのあるもの並びに抵触のおそれのあるもの。

（１１）　その他広告掲載として適当でないと町長が認めたもの。

３　前項に定めるもののほか、広告の掲載基準を別に定める。

（広告の仕様及び掲載料）

第４条　広告の掲載は広報１号につき原則１枠とし、その規格は縦４.２ｃｍ、横８.５ｃｍとする。ただし、町長が認めた場合はこの限りではない。

２　広告の刷色は墨一色（グレースケール）とする。

３　広告の紙面上の配置は記事の下１段分とする。

４　広告の掲載枠数は広報１号につきおおむね１０枠とする。

５　掲載１回あたりの広告掲載料は一枠５,０００円とする。

（広告主の資格）

第５条　広報紙に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、県内に住所若しくは事業所を有し、町税等の未納がないものとする。

（広告の申込み等）

第６条　広告主は、広報わくや広告掲載申込書（別紙様式第１号）に広告の原稿を添えて、広告を掲載しようとする月の１ヶ月前までに提出するものとする。

（広告審査会の設置等）

第７条　広告掲載内容の審査及び掲載の可否の決定を行うため、広告審査会を設置する。

２　広告審査会の構成等は別に定める。

（広告掲載内容の承認等）

第８条　広告主は掲載しようとする広告の原稿及び当該原稿に関係する資料を提出し、広告審査会の審査を受けるものとする。ただし、広告審査会の開催が困難なときは、回議により広告審査会の審査に代えることができる。

２　町長は、前項の広告審査会の審査結果を、広告主に対して広告掲載承認（不承認）決定通知書（別紙様式第２号）により通知するものとする。

（広告掲載の優先順位の原則）

第９条　広告は申込受付順に掲載するものとする。

（掲載広告に関する責任）

第１０条　広報紙に掲載した広告に関する責任は、広告主がすべて負うものとする。

（掲載の取消し）

第１１条　町長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（１）　広告主がこの要綱に違反したとき

（２）　広告主から広告掲載の取り消しの申し出があったとき

２　町長は、編集発行上やむをえない事情が生じたときは、広告主と協議の上、広告掲載を取り消すことができる。

３　町長は、広告の内容に虚偽が明らかとなったときは、広告の掲載の取り消し等必要な措置を講ずるものとする。

４　前項の措置に必要な費用は、広告主の負担とする。

（広告掲載料の納付）

第１２条　広告主は、指定する期日までに、広告掲載料を全額納付しなければならない。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

（広告掲載料の還付）

第１３条　既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告を掲載できなかったときは、この限りでない。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成１８年４月１日から施行する。

附則

この要綱は平成１９年４月１日から施行する。

附則

この要綱は平成２３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は令和４年３月１日から施行する。

様式第１号

広報わくや広告掲載申込書

令和　　年　　月　　日

涌谷町長様

申請者氏名又は名称　　　　　　　　　　　印

住所

代表者職氏名

電話番号

町広報紙に広告を掲載したいので、原稿を添えて申し込みます。

記

掲載希望月 月

支払い方法 一括　・　掲載月毎

本申請の窓口となる担当者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所属 |  | 電話番号 |  |
| 職氏名 |  | ファックス  番号 |  |
| 書類等  送付先住所 |  | 電子メール  アドレス |  |

様式第２号

広告掲載承認（不承認）決定通知書

令和　　年　　月　　日

　様

涌谷町長　遠藤　釈雄

令和　　年　月　日付けで申し込みのあった広報紙への広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

広告掲載を （　　承認　　・　　不承認　　）する

広告掲載号 令和　　年　月　日号

**担当**

企画財政課　企画班　金野　暁

☎ 　　：0229‐43‐2112

ＦＡＸ ：0229‐43‐3313

Ｅ‐mail：gr-kikaku@town.wakuya.miyagi.jp